

保護者の皆様へ～生徒の就学支援についてのご案内～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済や雇用環境が一層厳しい状況となることが予想されています。そこで、家計が急変し、生徒が高校で学習を続けることが困難となった場合に、就学機会確保のために群馬県で設けている支援制度をご案内します。

○家計急変により就学が困難になった生徒への支援制度

(1) 授業料負担への支援【家計急変への授業料減免措置】

就学支援金が認定とならなかった生徒のうち、保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対し、緊急に授業料免除による支援を行います。

(2) 群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金（緊急採用）【貸与型奨学金】

保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対し、緊急に月額 18,000 円の奨学金を、無利子で貸与します。

(3) その他の奨学金【貸与型奨学金】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金など、詳しくは別添リーフレット（『高校生対象の就学支援制度のご案内』）をご覧ください。

お問い合わせは、吉井高校事務室（027-388-3511）まで